

「アガルトの司法試験・予備試験 実況論文講義 刑事訴訟法」訂正表

下記のとおり、本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	箇所	誤	正
xiv	第9問の問題文1行目	殺人事件の被疑者甲の弁護士Xは、甲の依頼により弁護人となるため、	弁護士Xは、殺人事件の被疑者甲の依頼により弁護人となるため、
14	第2問の「答案作成の過程」1の5段落目	上記のように、本問の素材と <u>なった</u> 素材判例が、	上記のように、素材判例が、
82	第9問の問題文1行目	殺人事件の被疑者甲の弁護士Xは、 <u>①甲の依頼により弁護人となるため、</u>	弁護士Xは、殺人事件の被疑者 <u>①甲の依頼により弁護人となるため、</u>
113	第12問の「問題処理のポイント」の本文2～3行目	(以下、「平成13年決定」といいます)の事案が <u>アレンジ</u> されており、かなり難易度の高い問題です。	(以下、「平成13年決定」といいます。)の事案を <u>素材</u> としています。
114	第12問の「答案作成の過程」12の2段落目の2行目	これがいわゆる訴因変更の要否	これがいわゆる <u>訴因変更の要否</u> (※赤字にする)
115	第12問の「答案作成の過程」13(2)	(2) (b)及びCの基準	(2) (b)及び(C)の基準
118	第12問の「答案構成」の第1の2の9行目	・それ以外の事項の変動については、訴因に上程され、その事実の変更によって→ <u>一般的に</u> 被告人の防御に不利益が生ずるような場合	・それ以外の事項の変動については、訴因に上程され、その事実の変更によって <u>一般的に</u> 被告人の防御に不利益が生ずるような場合 (※改行と矢印を削除する)
144	第14問の「答案作成の過程」22の5段落目	<u>そこで</u> 、問題文に目を移してみると、	問題文に目を移してみると、

※上記のほか、本書初版第2刷において、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改めました。